

新型コロナウイルス感染症対策のためのトレーナー派遣等事業実施要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染者の受入れに当たり感染者の診療や感染防御対策等の課題を抱える医療機関に対し、感染対策に精通した医師等（以下、「トレーナー」という。）による派遣、助言等（以下、「派遣等」という。）を通じて患者受入れの課題等を解決し、新型コロナウイルスの感染拡大に備えた医療体制の整備を図る。

(派遣等の対象)

第2条 本事業によりトレーナーによる派遣等を受ける対象は、以下のとおりとする。

- (1) 申請日現在において新型コロナウイルス感染者を受入れていない医療機関
- (2) 中等症患者は受入れているものの重症者の受入れ実績のない医療機関
- (3) 県がトレーナーによる派遣等の実施が必要と認める医療機関

(対象となるトレーナー)

第3条 本事業により派遣等を実施するトレーナーは、新型コロナウイルス感染症対策に精通した知見を有する医師及び看護師等とする。

(事業の内容等)

第4条 本事業における事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染者の診療に関する技術的支援及び助言
- (2) 新型コロナウイルス感染者の受入れのための感染防御対策に関する技術的支援及び助言
- (3) その他、本事業の趣旨に照らし適当と認めるもの

(派遣等申請の方法)

第5条 トレーナーの派遣等を希望する医療機関は、事前に県と協議の上、別紙様式1による派遣等申請書を埼玉県保健医療部医療人材課に提出する。

(トレーナー及び実施日等の通知)

第6条 県は、申請のあった医療機関が希望する支援内容に適したトレーナーによる派遣等を実施するため、各トレーナーと調整を行う。調整によりトレーナー及び実施日等を決定した場合には、申請のあった医療機関に通知する。

2 県は、トレーナーの派遣等をトレーナーが所属する医療機関等に依頼する。

(実績報告)

第7条 トレーナーの派遣等を受けた医療機関等は、別紙様式2の実績報告書を作成し、速やかに県に提出する。

(トレーナーへの謝礼及びトレーナーが所属する医療機関への協力金)

第8条 本事業により派遣等を行ったトレーナーへの謝礼及びトレーナーが所属する医療機関への協力金については、県が負担する。

2 Tele-ICU 連携病院間による助言等については、前項による規定の対象外とする。

(診療行為等を行った場合のトレーナーの責任について)

第9条 トレーナーが行う第4条に規定する事業について、トレーナー及びトレーナーが所属する医療機関等は、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

この要綱は、令和3年8月11日から施行する。

令和 年 月 日

埼玉県知事 大野 元裕 様

医療機関の所在地

名称・代表者名

新型コロナウイルス感染症対策のためのトレーナー派遣等事業に係るトレーナー派遣等申請書

このことについて、下記のとおり申請します。

記

派遣等を希望する職種	医師・看護師・その他
派遣等希望日	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
派遣等実施方法	・ トレーナーの派遣 ・ オンライン相談 (ZOOM 等) ・ その他 ()
派遣等希望場所	
希望する支援内容	(具体的に記載)

なお、トレーナーが行う「新型コロナウイルス感染症対策のためのトレーナー派遣等事業実施要綱」第4条に規定する事業について、トレーナー及びトレーナーが所属する医療機関等が一切の責任を負わないことを確認しました。

「新型コロナウイルス感染症対策のためのトレーナー派遣等事業実施要綱」
(一部抜粋)

(事業の内容等)

第4条 本事業における事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染者の診療に関する技術的支援及び助言
- (2) 新型コロナウイルス感染者の受入れのための感染防御対策に関する技術的支援及び助言
- (3) その他、本事業の趣旨に照らし適当と認めるもの。

担当者 所属：

氏名：

TEL：

メール：

令和 年 月 日

埼玉県知事 大野 元裕 様

医療機関の所在地

名称・代表者名

新型コロナウイルス感染症対策のためのトレーナー派遣等事業に係るトレーナー派遣等実績報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

実施方法 ・ トレーナーの派遣 ・ オンライン相談 (ZOOM 等) ・ その他 ()

派遣等日時	受けた支援の内容
令和 年 月 日 : ~ :	(具体的に記載)

担当者 所属 :

氏名 :

TEL :

メール :